

全技連マイスター会会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、全技連マイスター会定款（以下「定款」という。）第10条に規定する会費の額及び納入時期及び方法について必要な事項を定める。

(会費の年額)

第2条 会費は、定款第35条に定める会計年度を1年とし、年額1万円とする。

ただし、年度途中の入会会員であっても会費は、その加入年度の年会費を納入するものとする。

(会費の納入時期及び方法)

第3条 会費は、原則として年度当初に納入することとし、納入方法は、当会の定める口座に振り込むものとする。ただし、年度途中の入会会員にあっては、入会申込み時に年会費を前記の口座に振り込むものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年7月20日から施行する。

ただし、当会の設立当初の会費については、入会の申込みと同時に、年会費を所定の口座に振り込むものとする。